狛江町広報

38. 1. 1 現在		
人口	男	15,525人
	女	14,989人
	計	30,514人
世帯数		8,548世帯

昭和38年1月24日発行　第26号　　発行所　狛江町役場

完成間近い第2小学校新校舎

新年に当り
町民のみなさんへ

狛江町長　石井三四郎

昭和三十八年新春を迎え、町民のみなさんには、いよいよご健勝のこととお慶び申し上げます。

当町は、都市近郊の住宅地として近年異常な発展を続けて、すでに人口も三万人を突破しました。人口急増にともなう公共施設の整備がとくに急がれる現状であります。学校、道路、上下水道、塵芥屎尿処理の整備、消防力の強化充実、厚生社会施設の促進等緊急度を増して参りましたので、これらの諸問題にいかに対処するかが今後の重要課題であります。しかしながら町の財政力には限度がありますので、この点の苦悩は大きいものがあります。

町内各校の整備はいままで逐次進めて参り、将来の耐久力を考慮して鉄筋コンクリート造りに変えたい念願から、既に第一次計画では実施ずみで、目下第二次計画を実施中であります。

消防力の強化充実については、一町単独での消防署設置は財政的にも困難なものがありましたが、昨年町消防署を開設し町民の要望に答えました。今後は更にこれを強化し家屋の増加に対処したい所存です。

上水道につきましては、当町はいままで比較的に井戸水に恵まれておりましたが、三多摩地区の異常な発展につれ、将来の飲料水不足の緩和と衛生上の見地から、本年より五ケ年計画で全町の水道計画を樹立し、目下実施について検討中であります。

以上は、当面する諸問題の内二、三を採り上げたものでありますが、発展途上にある三多摩各市町村の悩みは当町においても例外ではあり得ません。地方自治と申しましてもそれは法律の許された範囲内であり、諸施策を推進するにしましても町民の担税力を度外視して驀進することはできないのであり、ここにおいて町民各位のご協力と理事者の努力が要請されるわけであります。

何卒各位のご指導とご鞭撻を願つて止まない次第であります。

終りに町民各位の御繁栄を祈念いたし、新年のご挨拶といたします。

狛江町の水道計画

町の水道事業については、各方面から要望の声がありましたが、今回町の水道計画を専門機関に依託し、現在設計中です。計画では今年から五ケ年計画で全町に水道を敷設する予定で、近く厚生大臣に申請し、事業認可を得る手はずとなっています。

四月に一年生になる児は

1、ことしの新入学児童は、昭和三十一年四月二日から昭和三十二年四月一日までに出生した児童です。就学通知書は、一月三十日までに郵送しますが、もし当該児童で通知が届かない方は教育委員会へご連絡下さい。

2、新入学児童の予備身体検査は次のとおりです。

一、第一小学校　二月五日午後一時から三時まで

二、第二小学校　二月六日午後一時から三時まで

三、第三小学校　二月七日午後一時から三時まで

3、ことしの就学児童で、左記に該当する方は、至急教育委員会まで申し出て下さい。

一、町立以外の小学校に入学される方。

二、病弱、発育不完全、その他やむを得ない事由のため就学できない方。

昭和三十八年〝成人式〟

本年の成人者は、昨年より二百名も上まわる八百三十余名となりました。

これらの若人の門出を祝う成人式が、一月十五日成人の日に、第一小学校で、盛大に行なわれました。式は教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長の挨拶、町長、議長、来賓のお祝いの言葉に答えて成人者代表の心強いお礼の言葉で幕を閉じました。

参加者は教育委員会から記念として贈られたアルバムと婦人会のお母さん方からのカーネションの花を胸に、家路に散つて行きました。

施工中の建築

第2小学校増築工事
（鉄筋コンクリート3階建延790平方メートル）
昨年7月着工本年1月末完成見込み

第3小学校給食室新築工事
（木造1部2階建モルタル、瓦棒葺105平方メートル）1月着工3月末完成予定

役場庁舎増築工事
（木造瓦葺平家建218平方メートル）昨年11月着工3月上旬完成予定

消防署から

火災警報発令について

空気が非常に乾燥したり風が強くなつたりすると、消防にとつて一番不利な条件におかれて大火になる危険がありますので、こうしたときは法律の定めにより、気象庁で気象の状況が火災の予防上危険だと認めたとき都知事に通報し、町長は知事の通報を受けて町内に火災警報を発令するようになつています。

火災警報が発令されるとき

町では消防署に風速計と湿度計があつて、いつも一定時間毎に計つて、次のような場合に火災警報が発令されます。

一、実効湿度（空気中の湿度にかかわらず家屋の破目板や柱等木材に含まれた湿度）が六〇％以下で、空気中の湿度が最低四〇％以下に下り最大風速七㍍を超える見込みのとき。

二、平均風速一〇㍍以上の風が一時間以上連続して吹く見込みのとき。

火災警報が発令されたら

皆さんは狛江町条例に従つて次のことを守らなければなりません。

一、山林原野に火入れをしないこと。

二、煙火を消費しないこと。

三、屋外で火遊びや焚火をしないこと。

四、屋外で引火性又は爆発性の物品その他可燃物の近くで喫煙しないこと。

五、残火（たばこの吸がらも含む）取灰又は火粉を始末すること。

六、屋内で裸火を使用するときは窓、出入口を閉めて行うこと。

消防指令電話が開通

このほど狛江消防署と東京消防庁の間に、指令電話が開通しました。

この電話は、皆さんが局番なしの一一九番で火事や事故を知らせると、消防庁の指令室（出火、救急出場を命令するところ）でそれを受けて、すぐに狛江消防署に連絡がくる仕組みになつています。

署を結ぶもので、例えば焚火をするとき、火を燃して煙のあがるとき、消防水利の故障通行止などにお気付きのとき等の連絡にご利用下さい。

なお、火事や救急事故のときは、この電話を使用しないで「局番なしの一一九番」へかけて下さい。

(415) 狛江消防署直通 0119番は

消防署直通の電話が新設されました。

この電話は、皆さんと消防

住民登録の世帯と人口

狛江町の本年一月一日における住民登録の世帯と人口の百分率ができました。

昨年と比べ一、六九〇世帯二、四五五人が増えました。また町制が施行された昭和二十七年十一月に比較すると人口増は二・三倍にもなつています。

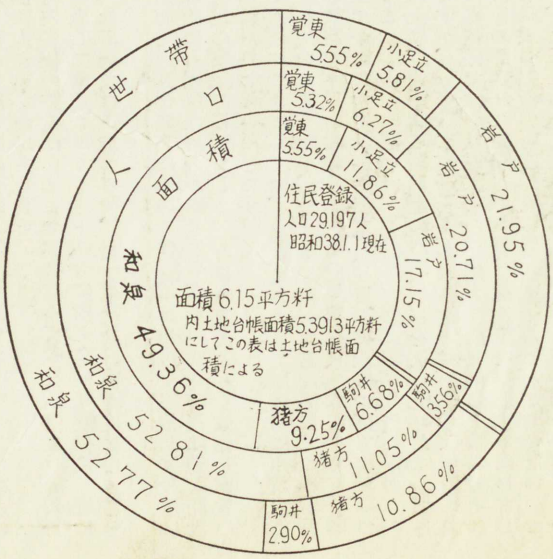

都市計画街路決定される

狛江町の都市計画改訂については、昨年十月建設大臣に申請しましたが、街路計画については、昨年十二月二十二日付建設省告示をもって決定されました。

なお用途地域関係については近く決定の見込みです。詳細については建設課にお問い合せ下さい。

有権者は約18,000人

昨年十二月二十日に確定した基本選挙人名簿に登載された人の数は一七、九七五人で、前年に比べて約一、八〇〇人も増加しました。

投票区別の人数は次のとおりです。

投票区別＼男女別	男	女	計
第一投票区	1,948	1,970	3,918
第二投票区	1,664	1,683	3,347
第三投票区	1,790	1,912	3,702
第四投票区	1,561	1,477	3,038
第五投票区	1,997	1,973	3,970
合　計	8,960	9,015	17,975

消防出初式挙行される

一月七日午前十時から、狛江消防署、消防団の恒例の出初式が中学校々庭で行われました。

式は、人員機械の検閲、ポンプ車九台による行進、町長署長の訓辞、来賓あいさつに続いて、永年消防功労者二十余名の表彰があり、最後は青空めがけて放水が行われ、観衆を沸かせました。

垣根越し　たがいに誘う納税日

「ねずみ」を退治しよう

町では左記の日割により、「ねずみ」退治の薬剤を無料配布しますから、最寄りの場所においで下さい。

配布する薬はクマリン系製剤で、この薬は慢性毒剤なので五日ぐらい連続して使用して下さい。人畜にはほとんど無害です。（薬袋の中の使用法をよく読んで下さい）

配布日	字別	場所と時間
二月九日(土)	上和泉	午前九時～十一時半　和泉竹内亮光宅 名古屋工務店 午后一時～三時半　名古屋精米店 喜久の湯
二月十日(日)	和泉	和泉八二二白井一三宅 伊豆美神社 田中橋 和泉三三七九防衛庁運動場
二月十一日(月)	和泉	同潤会住宅 中学裏藤田医院 泉竜寺 狛江駅南清水
二月十二日(火)	下和泉 小足立	銀行町南清水 玉泉寺 愛光女子学園 小足立一〇一五奥河商店
二月十三日(水)	小足立和泉の一部	第二小学校 寺西菓子店 小足立都営住宅 五代橋
二月十四日(木)	覚東 岩戸	天理教会 電研裏覚東角 宿屋敷十字路 岩戸駐在所
二月十五日(金)	岩方 猪方	慶岸寺 明静院 猪方火の見櫓 野沢医院
二月十六日(土)	猪方 駒井	谷津田左官工業 谷田部猪方米店 駒井円住院 駒井旧消防詰所
二月十七日(日)	和泉	役場

最近完成の土木工事

○ 町道三十一号線舗装工事（都道六十一号線～上和泉駐在所先）延長五三〇㍍巾員六㍍アスファルト乳剤舗装

○ 町道二十三号線舗装工事（小足立ミヅミ電機脇）延長四三七㍍巾員六㍍アスファルト乳剤舗装

○ 町道四十五号線舗装工事（第一小正門先～狛江湯先）延長一五八㍍巾員四㍍アスファルト乳剤舗装

○ 町道五十二号線舗装工事（猪方第三小通学道路）延長二七八㍍巾員六㍍アスファルト乳剤舗装（写真①）

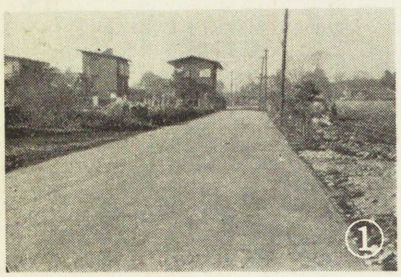

○ 町道六十一号線舗装工事（駒井大通り）延長四二六㍍巾員八㍍アスファルト乳剤舗装（写真②）

○ 町道三十七号線管渠工事（覚東三島）管渠延長一〇三㍍U字溝一〇四㍍

○ 町道百二号線側溝工事（狛江湯先）U字溝一九三㍍管渠三〇㍍

○ 第三小北側道路新設工事鉄筋コンクリート管（一、二㍍）七㍍道路延長七〇㍍（写真③）

○ 町道二十八号線管渠工事（都道六一号線交叉点）

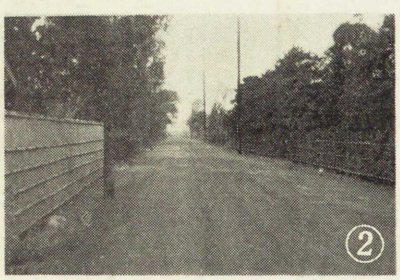

管渠六〇×六〇×一・〇〇）二〇㍍

○ 防火貯水槽工事　四〇立方メートル入三基（旧上和泉駐在所跡、和泉富士塚、覚東天理教会内）

交通事故に注意を

この数か年の傾向をみると、二月は一番交通事故による死者の少ない月です。

これは、この月が二十八日で終っていること、寒さのために通勤、通学以外の外出を控える傾向のあることなどのためですが、いったん道路に出ると、交通事故の起きる条件が他の月よりも多いので、歩行者は、横断歩道を渡ること、右側通行を励行すること。また車を運転している人は路面が滑りやすいので、安全運転を守って下さい。

三十六年度一般会計決算

第四回定例会で承認

昭和三十六年度狛江町一般会計の決算は、去る十二月二十五日開かれた町議会で承認されました。

歳入決算額は、二億四千二五六万一、二八三円、歳出決算額は、二億二千五〇八万一、二九九円で差引翌年度へ繰越した額は、一千七四七万九、九八四円となりました。歳入、歳出のあらましは別表のとおりですが、主なものについて説明をします。

歳　入

一、町税

町税全体の予算額に対する収入割合は一〇五%強で町民各位のご協力により納税成績は向上してまいりました。とくにこの年度においては、電力中央研究所の三十五年度分の滞納税金及び三十六年度分の固定資産税として二、四三四万四千余円が収納となり、これらは特別に積立金として建設的方面に役立てることとしました。

また、この年度から新たに課税された都市計画税は、五九二万五千円の収納となり、予算より一〇八%強の収納成績となりました。

二、国、都支出金及び交付税

地方交付税は、特別として二七九万四千円の交付を受け応じました。プールは更に年次別に町内各校に設置を見る予定です。

この年度においては更に第二小に初めて給食室が完成し、待望の学校給食が始まりました。

二、保健衛生費

屎尿処理の方法を合理化するため、三十六年四月から屎尿の汲取り及びその処理については一環作業としてこれを業者に委託させることにしました。清掃（屎尿塵芥）事業はこのままでは近い将来行詰りとなりますので、現在新たな構想のもとに企画を練り、近い内にその実現化がはかられる見透しとなりました。

三、土木費

町の土木事業はこの年度において町道の舗装と幅員拡張が主に行われました。

町に対する町民からの陳情請願の内、道路に関するものが全体の九五%を占めており、急激に発展した町の苦悩を表したものであります。土木費は、その性質上多額の資金を投入することが望ましい訳ですが、町全体の事業を考慮し財政の許す範囲内で土木事業を施行したものであり、三十六年度においては、舗装工事、道路の拡幅及び補修、排水路新設改良、その他となつています。

四、消防費

この年度において消防の施設整備は、小型四輪消防車を購入し第二分団に配属、防火貯水槽を岩戸南部地区に一ケ所新設しました。

発展途上にある町の現状では、防火貯水槽の設置は急務でありますが、必要な箇所における貯水槽設置の用地確保が困難を極めており三十七年度からは重点的に年次計画により困難を克服

歳　出

次に歳出の主なものについて説明をいたしますと

一、教育費

生徒急増に対処するため中学校々舎の増改築を行いました。鉄筋コンクリート三階建、普通教室一五、特別教室及び準備室が各三で延坪は七七八坪です。これにより教育環境は最適となつて、教育効果は更に上るものと期待しております。

また、狛江町内に初めて学校プールが中学校敷地内に完成し、児童生徒の要望に

1. 歳　入　（単位円）

科目	予算現額	収入済額	収入未済額	予算現額に比し増減	割合
	円	円	円	円	
1. 町税	152,810,000	161,558,966	26,078,122	8,748,966	70.0
(1) 普通税	147,339,250	155,623,542	25,337,307	8,284,292	67.5
イ、町民税	53,708,510	56,942,254	4,964,733	3,233,744	24.7
ロ、固定資産税	71,235,640	74,895,675	20,032,964	3,660,035	32.5
ハ、その他	22,395,100	23,785,613	339,610	1,390,513	10.3
(2) 目的税	5,457,750	5,925,024	276,431	467,274	2.6
(3) 旧法による税	13,000	10,400	404.384	△ 2,600	
2. 地方交付税	1,500,000	2,794,000	0	1,294,000	1.2
3. 公営企業収入金	310,000	469,153	0	159,153	
4. 分担金及び負担金	1,250,000	1,353,026	11,970	103,026	0.6
5. 使用料及び手数料	10,633,500	10,579,969	0	△ 53,531	4.6
6. 国庫支出金	9,113,100	9,104,714	0	△ 8,386	3.9
7. 都支出金	7,123,400	9,098,937	0	1,975,537	3,9
8. 財産収入	3,901,000	3,920,541	0	19,541	1.7
9. 寄附金	6,360,000	6,360,000	0	0	2.7
10. 繰越金	12,047,290	12,047,290	0	0	5.2
11. 繰入金	4,614,000	4,274,687	0	339,313	1.9
12. 雑収入	21,000,000	21,000,000	0	0	9.1
歳入合計	**230,662,290**	**242,561,283**	**26,030,092**	**11,898,993**	**105.2**

1. 歳　出　（単位円）

科目	予算現額	支出済額	割合	不用額
	円	円		円
1. 議会費	7,125,300	6,892,718	3.0	232,582
2. 役場費	38,425,600	37,826,003	16.4	599,597
3. 消防費	5,646,500	5,440,272	2.4	206,228
4. 土木費	33,657,250	33,295,059	14.4	362,191
5. 教育費	79,998,853	79,356,847	34.4	642,006
6. 社会福祉施設費	4,886,900	4,288,778	1.9	598,122
7. 労働経済費	20,581,800	20,389,156	8.8	192,644
8. 保健衛生費	4,908,600	4,261,101	1.8	647,499
9. 産業調査費	25,346,540	25,314,559	11.0	31,981
10. 財務会計費	29,800	21,565		8,235
11. 統計調査費	416,800	357,385		59,415
12. 選挙費	1,744,500	1,640,756	0.7	103,744
13. 公債費	6,811,600	5,997,100	2.6	814,500
14. 諸支出金	1,082,247	0		1,082,247
予備費				
歳出合計	**230,662,290**	**225,081,299**	**97.6**	**5,580,991**
歳入歳出差引残高（翌年度に繰越分）				17,479,984円

割合は総額に対する%

国保特別会計決算も認定

国民健康保険特別会計の三十六年度決算は、一般会計と同じ日に議会の承認を得ました。

この年度は世帯主七割給付給付制限の撤廃、医療費の値上げ、保険税率の改正等問題の多かった年でしたが、保険税収納実績の上昇、国、都よりの補助金の増額があったため、別表のとおり予想外の好成績で決算を終ることができました。

一、歳　入（単位円）

科目	予算現額	収入済額	収入未済額	予算現額に比し増減	割合
	円	円	円	円	
1. 国民健康保険税	8,343,100	8,556,410	1,069,280	213,310	43.7
2. 使用料及手数料	30,500	75,180	0	44,680	0.4
3. 国庫支出金	6,340,900	8,142,297	0	1,801,397	41.6
4. 都支出金	1,222,613	1,673,128	0	450,515	8.5
5. 繰入金	2,500,000	2,500,000	0	0	12.8
6. 雑収入	15,000	93,781	0	78,781	0.5
7. 繰越金	1,133,087	1,133,087	0	0	5.8
歳入合計	**19,585,200**	**22,173,883**	**1,069,280**	**2,588,683**	**113.2**

一、歳　出（単位円）

科目	予算現額	支出済額	不用額	割合
	円	円	円	
1. 費	2,540,100	2,327,450	212,650	11.9
2. 役場費	16,178,000	15,493,258	684,742	79.1
3. 保健衛生施設費	507,500	442,004	65,496	2.3
4. 公債費	1,000	0	1,000	
5. 諸支出金	125,000	92,790	32,210	0.5
6. 予備費	233,600	0	233,600	
歳出合計	**19,585,200**	**18,355,502**	**1,229,698**	**93.7**

歳入歳出差引残高（翌年度に繰越分）　3,818,381円

（4ページより続く）

して初期の目的を達成すべく努力中です。

五、その他

人口の増による事務の増加と、それに附随する事業等の増加により、年々歳出規模も膨張してまいりますが、勉めて消費的経費を抑制しこれを町民に還元する投資的経費に充当すべく更に努力を重ねて参りたいと念願しております。

町民各位におかれましても納税その他ともご協力をお願いします。

納税相談

国税と地方税申告の納税相談を開きます

今年から国と都と町が一緒になって、合同の納税相談を実施することになりました。日程と場所は左記のとおりなので、立川税務署から通知を受けた方はもちろん、一般の方も利用して下さい。

記

日程―三月八日（金曜日）
　　三月九日（土曜日）
　　三月十日（日曜日）
場所―狛江町役場

国は立川税務署～所得税の確定申告について
都は地方事務所～個人事業税について
町は税務課～町民税、都民税について

国税関係のお知らせ

一、所得税の確定申告の提出は例年の通り二月十六日から三月十五日までになっております。税務署から申告について文書をうけた方、通知がなくても申告を要する方は、必ず期限内に申告して下さい。

なお、申告書の受付は町、都民税、事業税の申告も殆んど同じ時期なので三月八日、九日、十日の三日間、地方事務所と町が合同で開く納税申告相談所で一括申告ができますから御利用下さい。

また申告書は町役場でも受付けることになっています。

二、贈与税の申告は二月二十八日までで、所得税の申告より期限が早いので間違いないようにして下さい。

三、国税についてのお問合せは立川税務署（電話〇四二五(2)三一五一～六へどうぞ

早春のしおり

暦の上で立春はきても、まだまだ寒い日が続きます。

お正月もすぎて、お互いに訪問し合う機会が少なくなりました。また、農閑期でもあり比較的ゆとりのある月です。こうした月を利用して、家族が順番に健康診断を受けることをおすすめします。職場や、学校では、定期的に検査がありますが、主婦をはじめ、そうしたことに関係のない人もたくさんいます。

疲れやすかったり、ちよつと胃が痛むぐらいだからと、あり合わせの薬を飲んで一時しのぎをしていると、かえつて病気が長びいてしまいます。早く診断を受けて治療にかかれば、費用も日数も少なくてすみます。

衣

★空気がかわいているので絶好の虫ぼし期です、お天気のよい日に衣類や皮製品に風を通しましょう。

食

★これからは京菜が出回ります。小人数の家では大きくて持てあましそうですが、まずなべものやおひたしにしたり、さつとゆでてから、からじようゆやタラコであえると、おとな向きの味になります。

★青いものの少ないこの月は、安くてビタミンCの多いもやしをたくさん使いましょう。煮たつたお湯に一分ぐらいつけてから引きあげ、切りゴマをふり、甘めに三杯酢にすると変わつた風味があります。このほか、みそしるや、すき焼なべに入れたり、中華風のいためものにすると、あたたかくておいしいお料理ができます。

住

★空気がかわいているので万一火を出すと、大火事になつてしまいます。

火災の原因のうち、一番多いのが、なんとたばこの火の不始末なのだそうです。たばこは、だれでも気軽に吸いますし、火元が小さいので、火事とのつながりまでは考えつかずに、そのへんにポンと捨てられることが多いためと思われます。

この寒空に焼け出されたら、根こそぎ消えてしまつて、何も残りません。たばこの吸がらばかりでなく、冬は煉炭の残り火やマキのもえさしが出ますから、夜寝る前に台所か土間には必ずバケツ一杯の水をくんでおきましょう。いざとなつたら、それだけで全部の財産が助かる可能性もあるのです。

町都民税の申告を願います

昨年から町民税、都民税は税額の算出方法、申告義務の法定化など大巾な改正があり二年目を迎えました。

本年も二月中旬頃に、申告用紙を配布しますので、左に該当する人はもれなく三月二十日までに申告して下さい。

1、町民税の申告しなければならない人

(イ)一月一日現在で狛江町に住所のある人で、前年中多少にかゝわらず所得のあつた人（一月一日現在給与を受けていて、前年中の所得が給与所得のみで、給与所得についての報告を会社から役場へ提出されている人を除きます）

(ロ)一月一日現在狛江町に事務所、事業所又は家屋敷をもつている人

2、申告期限

「三月二十日」です。期日までに忘れず申告して下さい。期日までに申告しなかつた場合は、次の諸控除は認められないことになりますからご注意下さい。

(イ)専従者控除

(ロ)純損失、雑損失の繰越控除

(ハ)雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除

(ニ)税額控除

昭和三十八年度分から、課税所得七十万円以下の町民税の税率が次の通り改正されました。

なお、課税標準が、百万円以下の方に対しては、税率を基礎として作成した簡易税額表によつて決定します。又税額速算表は配布する申告書に添付してあります。

昭和37年度		昭和38年度	
10万円以下の金額	100分の2	15万円以下の金額	100分の2
10万円をこえる金額	100分の3	15万円をこえる金額	100分の3
20万円をこえる金額	100万の4	40万円をこえる金額	100分の4
50万円をこえる金額	100分の5	70万円をこえる金額	100分の5
100万円をこえる金額	100分の6	100万円をこえる金額	100分の6

広報車が誕生

昨年末、町では新しい広報車を購入しました。

ニツサン、セドリツクバン六三年式の最新型で、スピーカー、事務用机等を装備しています。

すでに、役場からのお知らせ、税金の出張収納、予防注射等に毎日活躍しています。

写真は購入した広報車

職員募集

狛江町職員を募集しています。要領は次のとおりです。

◇

職種　一般事務職員　若干名

資格　高卒以上の学歴の男子で満二十五才未満の者

書類　履歴書、卒業証明書、戸籍謄本、健康診断書

締切り　二月五日

詳細は、役場総務課へ問合せて下さい。

町税納期限のお知らせ

一、三十七年度町都民税第四期分は一月三十一日まで

二、三十七年度固定資産税、都市計画税第四期分は二月二十八日まで。

いずれも三十七年度の最終納期の分ですから、すでにお届けしてある納付書によつて、必らず期限内に納めて下さい。

毎月10日は首都美化デー

町をきれいにしよう

私達の東京を清潔で美しい町にするため「首都美化デー」が定められました。

紙くずや吸いがらをすてない。

家の前や、まわりの道路を清掃する。

公園・広場・駅・乗りものなどをよごさない。

などに気をつけて、みんなで美しい町づくりをしましょう。

「歳末たすけ合い」の結果

民生委員協議会と町が行つた「歳末たすけあい運動」には、みなさんの暖い同情が寄せられ、左記のとおり集りました。

収入　二四一、九二八円

民生委員扱　九二、八〇〇円

婦人三団体　五九、八五〇円

青年団　三、五五〇円

町立小中校職員三、七一八円

役場と農協職員九、八一〇円

篤志家　二一、〇〇〇円

窓口一般受付　一、二〇〇円

町よりの基金五〇、〇〇〇円

座布団　七〇枚　町内某製綿業者

衣類その他四〇〇点婦人団体その他

配布

一般困窮世帯八二戸三三七人

病院や施設入院者　五五人

共同募金結果報告

昨年十月に行つた共同募金は、町民各位の積極的なご協力により、当町は三年連続で北郡中第一位の成績を収めることができました。ご協力を感謝します。

記

総額　二八八、六一一円

目標額比一三六%

応募戸数　四、六二〇戸

一戸平均　六二円強

福祉施設へ愛の寄金

覚東二六三番地、種田敬四郎さんは、亡くなつた長女咲子さんの遺志として、福祉施設にと、香料のうちから金一封を厚生課に託されましたので、町では早速、町内唯一の児童福祉施設である岩戸の慶岸寺保育園に贈りました。

又、狛江町青年団も、団の主催によるダンスパーテーの利益金三千円を同施設に贈り関係者に喜ばれました。

能条君の善行

和泉二三六二番地、熊条利雄さんの次男、狛江第三小の六年生武夫君は、昨年六月頃喜多見駅附近で現金二、〇〇〇円を拾得して警察署に届出しましたが、落し主が現われないため、拾い主の武夫君に還付されました。このお金を武夫君は、困つている方に差上げて下さいと寄附を申出ましたので、町では武夫君の善行を生かすため民生委員協議会にはかりこの使い途を決めることにしました。

四月には地方選挙
住民登録を済ませましょう

四月には、都知事、都議、町議の選挙があります。

日本国民で満二十才に達した者は選挙権がありますが、選挙のときに使う、選挙人名簿に登載されていないと、実際には投票することができません。

この選挙人名簿には、毎年一回作る基本名簿と、選挙のある都度作る補充名簿とがありますが、いずれも住民登録を参考にして作ります。

町内に住んでいて、住民登録を済ませていない人は、早目に手続きをして下さい。

農業経営基本調査があります

東京都農業経営基本調査が二月一日現在で実施されます

農業の基本的な統計を作り農業の現状を数字的に明らかにするために行うものです。

調査員が伺ったときは、ご協力をお願いします。

調査員は次のとおりです。

共栄	市川興一	原組	松本公臣
共栄	谷田部啓治	山谷	名古屋日出夫
和泉	本橋重男	岩戸	秋元潤三
		岩戸	曽我宗一
		松原	大久保将吉
		猪方	小川英吉
		駒井	高橋晟
		昭和	栗山寛行
		小足立	須田利夫
		覚東	高木光雄

農業委員選挙人名簿をみて下さい

今年の三月五日から一年間に行われる農業委員選挙に使う選挙人名簿は、一月二十日から十五日間縦覧に供されています。

この名簿から洩れていたり誤りがあつた場合には、右の期間内に異議の申し立てをしないと、投票ができないなどという場合がありますので、必ず役場内の選挙管理委員会で、名簿を確かめて下さい。

お米の配給制度が変る

昨年十二月から、お米の配給制度が変り、配給米が普通米と特選米の二種類になりました。

○配給量

従来どおり一人一カ月十キログラムの範囲内で、消費者の希望に応じて自由に購入できます。ただし特選米は、数量の関係で品切れの場合もあります。

○価格

一般配給用(十キログラム)	
普通米	九七五円
特選米	一、〇三五円
徳用米	八六五円
準内地米	八三〇円
普通外米	七一〇円
もち米(水稲)一、	一一〇円
もち米(陸稲)一、	〇八〇円

○米屋の登録替え

いままで、五月と十一月の二回でしたが、今度の改正で登録替は、登録替をして一カ月以上たてばいつでも再登録替えができることになりました。

納税で　あなたの
住みよい　町づくり

年金だより

◎今月は国民年金保険料第三期分の納期です

皆さんの国民年金手帳には十二月分までの保険料(印紙)が完納され検認が受けてありますか。

ご承知と思いますが、昨年五月から、母子年金、障害年金等の支給が開始されておりますが、これは、母子家庭や身体障害の事故発生となつた月の前月まで引き続いて一年以上の保険料が納められていたときだけ支給されますから保険料は納期までに納めて下さい。

また「自分は母子年金、障害年金の給付対象に該当しているのではないか」と思われる方は係まで申し出て下さい。

障害年金

被保険者が病気やケガで一定の廃疾の状態となり、その症状について初めて医者の診断を受けた日(初診日)の前日までに、給付を受けるのに必要な条件に当てはまつた場合に、保険料を納めた期間に応じて二四、〇〇〇円から四二、〇〇〇円まで支給されます。このほか障害程度が一級のときは六、〇〇〇円が加算されます。

母子年金

夫が死亡し、それまで夫によつて扶養されていた被保険者である妻が、十八才未満の子(身体障害者の子は二十才未満まで)と生計を同じくするとき、妻が、夫の死亡日前日までに給付を受けるのに必要な条件に当てはまつたとき保険料を納めた期間に応じて一九、二〇〇円から二五、八〇〇円までが支給されます。この他二人目の子供から子一人につき四、八〇〇円加算されます。

係からのお願い

町の国民年金被保険者数は発足当時の三十六年一月一日現在八九八人から三十八年一月一日現在の三、五六五人に増加していますが、係では被保険者の皆さんに少しでもご迷惑をかけぬようにと努力していますが、次の事由が発生したときは早く係まで、手帳及び印鑑持参の上手続をすませるよう、被保険者の皆さんにお願いします。

イ、住所を変更したとき。
ロ、氏名を変更したとき。
ハ、死亡したとき。
ニ、厚生年金、船員保険、公務員の恩給、各種共済組合その他公の年金制度に加入したとき、又は加入している人の配偶者になつたとき。
ホ、年金の給付対象になつたとき。

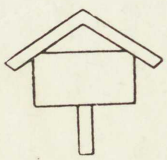

相談所

人権身上相談

毎月第四水曜日午後一時から四時まで
場所は役場、担当は人権擁護委員小尾氏です。

行政相談

毎月第三金曜日午後一時から四時まで。
場所は役場、担当は行政相談委員宮崎氏です。

育児相談

毎月第一水曜日に第二小、第三金曜日に公民館で、受付け時間は午後一時半から二時半です。

教育委員二名選任

教育委員二名が欠員のところ、去る十月二十三日議会の同意を得て次の方々が選任されました。

再任　岩戸一〇七五大内綾子
新任　岩戸　五六二安東勝男

消防団役員改選さる

町消防団役員が一月七日付で改選されました。団長副団長は次のとおりです。

団長　大久保勝義
副団長　大津　喜重

民生児童委員の担当地域が変りました。

皆さんの生活相談や一身上のこと、子供達の問題について、直接相談相手になつてくれる民生（児童）委員が、昨年の暮に増員となり、その担当地域と委員が一部変りましたのでお知らせします。

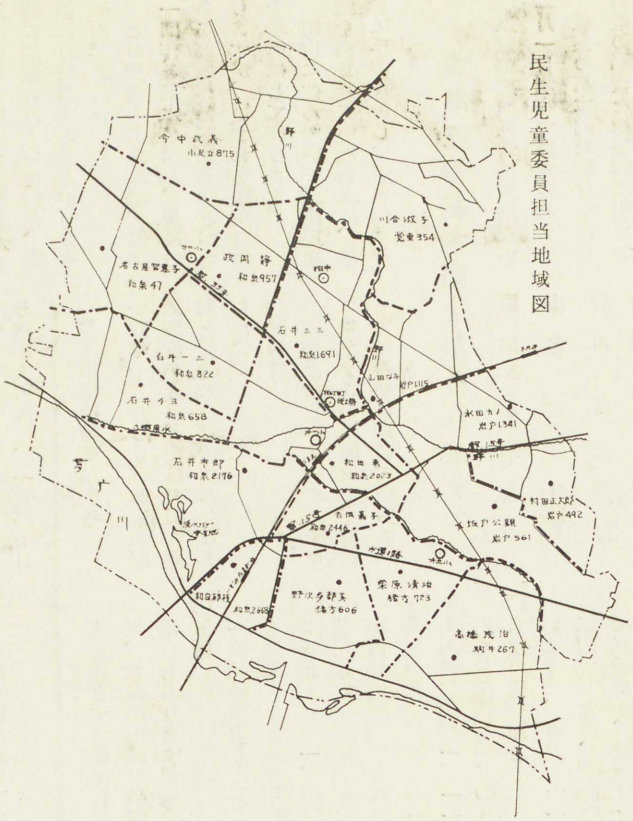

民生児童委員担当地域図

固定資産評価額の縦覧

昭和三十八年度固定資産税の課税標準となる固定資産の評価額は、二月末日までに決定し、三月一日から二十日間関係者の縦覧に供します。

なお昨年中、土地にあつては地目の変換、家屋にあつては増築改築・損壊等がなされなかつた場合は、原則として前年度の評価額が据置かれます。

注射

○小児マヒ予防注射日割変更

昨年五、六月に小児マヒ予防注射第一期分の一、二回目を受けた人は、本年一月に第一期分の三回目を行う予定になつていましたが、ワクチンの関係で二月中旬に変更されました。

なお、実施の日は追つてお知らせします。

○種痘、ジフテリヤの予防注射に洩れた方に

種痘、ジフテリヤの予防注射を行います。今春小学校入学者でまだ注射を受けていない人は、この機会に受けるようお知らせします。

実施は二月一日午後一時半から二時半まで公民館で。種痘の検診は二月八日午後一時半から二時半まで公民館で。

国保の現況

みなさんのご協力によつて狛江町国民健康保険は四年目を迎え、順調に運営されております。

昭和三十五年四月狛江町国民健康保険事業が開始されましたが、当初の被保険者数五九二〇人が、三十七年十二月末には六四一九人に増加しました。

療養給付費（町から病院等に支払う費用）をみますと、三十五年度は被保険者一人当り平均一四〇三円を支払つたものが三十六年度には二四六七円（給付制限の撤廃、世帯主七割給付等の給付内容改善が行われた）と前年度に比較して七六％の増、更に三十七年度は現在迄の支払状況からみて一人当り平均三〇〇〇円位になる見込みです。これは三十六年からみると二二％の増を示しております。

これらは皆さんから納めていただく保険税が約四〇％、残りの六〇％は国、都、町からの補助金によつてまかなわれております。国保の予算の半分近くが保険税によつておりますので保険税は必ず納期迄に納めて下さい。

税の出張収納

次のとおり町都民税第四期の出張収納をいたします。役場に遠い地区の方は充分ご利用下さい。

月日	時間	場所	区域
1月26日	自前9時至前11時	名古屋万吉商店	上和泉
	自後0時至後2時	小足立寺西菓子店	上小足立
	自後2時30分至後4時	覚東千手院	下小足立覚東
1月28日	自前9時至前11時	覚東天理教々会	下小足立覚東
	自後0時至後4時	岩戸慶岸寺	岩戸東部地区
1月29日	自前9時至前11時	岩戸明静院	岩戸南部地区
	自後0時至後3時	駒井旧消防詰所	駒井
1月30日	自前9時至前11時	谷田部米店 猪方販売所	猪方南部地区
	自後1時至後3時	和泉玉泉寺	下和泉

◎国民健康保険税、国民年金も取扱います。なお、今月から一部場所と時間が変りましたので御注意下さい。